



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 22 日 (金)
第 8 0 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|--------|--|----|
| ◇ 告 示 | 保安林の指定の解除 (583) (森林保全課) 2 | 2 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定 (584) (〃) 2 | 2 |
| | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (585) (東部総合事務所県民局) 3 | 3 |
| | 森林病虫害の駆除命令 (586) (西部総合事務所農林局) 3 | 3 |
| | 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (587) (〃) 4 | 4 |
| ◇ 公 告 | 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 4 | 4 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林保有者等への公示による通知 (森林保全課) 5 | 5 |
| ◇ 調達公告 | 制限付一般競争入札の実施 (広報課) 14 | 14 |

告 示

鳥取県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字金屋字八橋野1の12、1の105から1の111まで、1の119、1の121、1の122、1の134、1の165
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第584号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡南部町下中谷字山神294、字山神谷297の6から297の8まで、上中谷字トウノ谷中2226、大木屋字アラ田原416、字河原田136、字朽谷244、字朽谷東385、字朽谷南平458、460、字小門谷751の6、751の7、752から755まで、757、758、字石原谷364から367まで、字堂床原263の1、中字菖蒲谷山509の2、509の3、509の5から509の8まで、509の10から509の12まで、509の14、509の16から509の21まで、509の23から509の33まで、509の35から509の43まで、509の45から509の51まで、512から515まで、東上字荒神ノ下1172から1174まで、字切塞奥1273の1、八金字東中山1459の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大木屋字河原田136、字小門谷751の6、751の7、753から755まで、757、758、東上字切塞奥1273の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第585号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年10月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成20年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取発エコタウン2020
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
金子 弘道
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台北一丁目1-1 鳥取環境大学4218研究室
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、環境保全、廃棄物をゼロにする事業や、グリーン購入、地域通貨の発行、環境教育の事業などを通して資源循環型の地域社会の実現のための事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事務所の所在地及び役員の定数の変更

鳥取県告示第586号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月22日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
西伯郡大山町及び南部町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間
平成20年10月1日から同年11月15日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第587号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月22日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成20年10月15日から平成21年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下とすること。

- (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年8月22日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------------------|-------------------|--|---------------------|---------------------------------|---------------|
| | | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取をする砂利の種類及び数量 | 認可の期間 | |
| 株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田 一郎 | 東伯郡北栄町 東園631-1 | 東伯郡北栄町東 園字稲場608-82 外3筆 (3,013平方メー トル) | 砂（10,468立方 メートル） | 平成20年7月1日 から平成21年6月 30日まで | 平成20年7月1 日 |
| 有限会社フォワ ード 代表取締役 邨上 修 | 鳥取市湖山町 北四丁目701 | 鳥取市気高町八 東水字短尾2707 -162外4筆 (4,955平方メー トル) | 砂（10,638立方 メートル） | 平成20年7月7日 から平成21年6月 30日まで | 平成20年7月7 日 |

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年3月11日付鳥取県告示第137号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|----------------------|
| 藤森 一美 | 八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山804の1 |
| 藤木 義之 | 〃 |
| 山中 とみ | 八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山804の3 |
| 山中 卓子 | 〃 |
| 山中 汀 | 〃 |
| 綾木 玲子 | 八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山804の4 |
| 谷口 傳藏 | 八頭郡智頭町大字山根字大平817の2 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 谷口 富彦 | 八頭郡智頭町大字穂見字カナゲ谷奥734 |
| 林田平五郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字柳ヶ谷奥743 |
| 山村甚次郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字柳ヶ谷奥758 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字穂見字中之谷奥776 |
| 谷口 宅次 | 八頭郡智頭町大字穂見字堂ヶ敷837 |
| 林田平五郎 | 〃 |
| 下田 豊子 | 八頭郡智頭町大字穂見字堂ヶ敷838 |
| 山村甚次郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字五郎次郎奥843 |
| 谷口 保蔵 | 〃 |
| 林田 徳蔵 | 〃 |
| 林田平五郎 | 〃 |
| 山村甚次郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字五郎次郎奥845 |
| 谷口 保蔵 | 〃 |
| 林田 徳蔵 | 〃 |
| 林田平五郎 | 〃 |
| 谷口 宅次 | 八頭郡智頭町大字穂見字深谷口870 |
| 谷口 保蔵 | 〃 |
| 佐竹 時子 | 八頭郡智頭町大字穂見字柿ノ木ノ上924 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字穂見字柿ノ木ノ上925 |
| 谷口 保蔵 | 八頭郡智頭町大字穂見字大塚938 |
| 谷口 宅次 | 〃 |
| 谷口 保蔵 | 八頭郡智頭町大字穂見字大塚940 |
| 谷口 宅次 | 〃 |
| 古谷隆太郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字小塚947の 1 |
| 山村甚次郎 | 八頭郡智頭町大字穂見字越又ノ上950 |
| 水田 由蔵 | 八頭郡智頭町大字埴師字小谷1058 |
| 荻原 亀蔵 | 八頭郡智頭町大字埴師字香傳寺林1073 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字香傳寺林1074 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字堂サコ1088の 1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字堂サコ1089 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字堂サコ1090 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字堂サコ1091 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字堂サコ1091の 1 |

| | |
|-------|--------------------------|
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字北谷林1092 |
| 宮坂 俊行 | 八頭郡智頭町大字埴師字下向イ1126の1 |
| 宮坂 政蔵 | 八頭郡智頭町大字埴師字上向イ1127の5 |
| 松下 浩志 | 八頭郡智頭町大字埴師字アシ谷林1128の4 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字アシ谷林1128の5 |
| 宮坂久五郎 | 八頭郡智頭町大字埴師字上サケ尾1144の3 |
| 石谷 正樹 | 八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山1147の4 |
| 宮坂 みね | 八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山1148の4 |
| 梶川いすず | 八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山1148の15 |
| 小林 優子 | 八頭郡智頭町大字埴師字陰山1153の3 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字陰山1154の3 |
| 小林 音吉 | 八頭郡智頭町大字埴師字岡ノ上林1196の2 |
| 小林 福蔵 | 〃 |
| 小林初五郎 | 〃 |
| 大塚弥市郎 | 〃 |
| 大塚傳十郎 | 〃 |
| 小椋 孝一 | 八頭郡智頭町大字埴師字後谷林1226 |
| 田畑勢津子 | 八頭郡智頭町大字埴師字寺谷山1234 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字埴師字寺谷山1234の1 |
| 小坂登志夫 | 八頭郡智頭町大字埴師字カ子ツキ谷山1254の40 |
| 芦谷 嘉久 | 八頭郡智頭町大字埴師字カ子ツキ谷山1254の69 |
| 芦谷 正晴 | 〃 |
| 芦谷 齊和 | 〃 |
| 大藪 久雄 | 八頭郡智頭町大字三吉字客ノ谷南平666 |
| 内山田組 | 八頭郡智頭町大字三吉字客ノ谷南平668 |
| 浮田 幸次 | 八頭郡智頭町大字三吉字ヒナタ678 |
| 浮田莊五郎 | 〃 |
| 坂口勇五郎 | 八頭郡智頭町大字三吉字タナ坪686 |
| 山本 信義 | 〃 |
| 前川 政雄 | 〃 |
| 大谷徳十郎 | 〃 |
| 浮田 順次 | 〃 |
| 浮田慶太郎 | 〃 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 坂口浅五郎 | 八頭郡智頭町大字三吉字アシガタ709の1 |
| 寺坂初五郎 | 〃 |
| 前川莊次郎 | 〃 |
| 大谷 壹録 | 〃 |
| 大藪徳四郎 | 〃 |
| 浮田 善蔵 | 〃 |
| 浮田慶太郎 | 〃 |
| 浮田莊五郎 | 〃 |
| 坂口美知子 | 八頭郡智頭町大字三吉字ウシナサコ712の1 |
| 坂口勇五郎 | 〃 |
| 山本 周一 | 〃 |
| 前川 義晃 | 〃 |
| 浮田 一範 | 〃 |
| 浮田 輝男 | 〃 |
| 大藪 久雄 | 八頭郡智頭町大字三吉字カマ谷725の2 |
| 河本 正行 | 八頭郡智頭町大字三吉字アベカ途753 |
| 山田 重秋 | 〃 |
| 矢田 武男 | 〃 |
| 河本 正行 | 八頭郡智頭町大字三吉字アベカ途754の1 |
| 山田 重秋 | 〃 |
| 矢田 武男 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 八頭郡智頭町大字三吉字アベカ途756の1 |
| 高田 文義 | 八頭郡智頭町大字三吉字妙ヶ谷787の1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字妙ヶ谷787の2 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字妙ヶ谷788 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字大熊谷814 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字大熊谷816 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字大熊谷817 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字大熊谷818 |
| 檀原 健吉 | 〃 |

| | |
|-------|----------------------|
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字小熊谷819 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字ヤナガ谷820の1 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字ヤナガ谷821の1 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字ヤナガ谷821の5 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字ヤナガ谷821の6 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 下野 良平 | 八頭郡智頭町大字三吉字小屋ノ谷827の1 |
| 檀原 健吉 | 〃 |
| 矢田 忠男 | 八頭郡智頭町大字三吉字小屋ノ谷827の2 |
| 熊田 俊明 | 八頭郡智頭町大字三吉字小屋ノ谷827の3 |
| 後藤彌壽治 | 〃 |
| 辻 尚巳 | 〃 |
| 辻 良子 | 〃 |
| 平尾 保 | 〃 |
| 高原 鉄雄 | 八頭郡智頭町大字三吉字小屋ノ谷827の4 |
| 西川 行広 | 〃 |
| 平尾 保 | 〃 |
| 有本 文子 | 〃 |
| 矢田 忠男 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の1 |
| 河野 利幸 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の2 |
| 福永 光雄 | 〃 |
| 福永鉄三郎 | 〃 |
| 矢田 忠男 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の3 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の4 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の28 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字本谷828の29 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字三吉字明ヶ谷830 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 蓑一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 平尾 保 | 八頭郡智頭町大字三吉字清水途832 |
| 後藤彌壽治 | 八頭郡智頭町大字三吉字清水途834 |
| 長石豊次郎 | 八頭郡智頭町大字三吉字ノト谷843 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字ノト谷844 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字ノト谷844の 1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字ノト谷845 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字家ノ上846 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字三吉字家ノ上847 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字下畠上へ301 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 蓑一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字下畠上へ302の 1 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |

| | |
|-------|----------------------|
| 古田 養一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字下畠上へ302の2 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 養一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 八頭郡智頭町大字慶所字下畠上へ304 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字下畠上へ305 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字段308 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字段309 |
| 古田 一 | 八頭郡智頭町大字慶所字段310の1 |
| 古田 人士 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 浮田 善藏 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 古田 一 | 八頭郡智頭町大字慶所字段310の2 |
| 古田 人士 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 浮田 善藏 | 〃 |

| | |
|-------|-------------------|
| 浮田 貞 | 〃 |
| 古田 一 | 八頭郡智頭町大字慶所字段310の4 |
| 古田 人士 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 高田 爲藏 | 〃 |
| 浮田 善藏 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字女子谷316 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 蓑一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 古田 一 | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根323 |
| 古田 人士 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 高田 爲藏 | 〃 |
| 浮田 善藏 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 谷口 多平 | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根325 |
| 浮田房五郎 | 〃 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根327 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 蓑一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |

| | |
|-------|----------------------|
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 古田 はや | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根328 |
| 古田 正 | 〃 |
| 古田 惣吉 | 〃 |
| 古田 忠次 | 〃 |
| 古田 養一 | 〃 |
| 古田亀次郎 | 〃 |
| 古田長次郎 | 〃 |
| 高田 為藏 | 〃 |
| 高田 正實 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 〃 |
| 浮田 貞 | 〃 |
| 浮田 文一 | 〃 |
| 谷口 重雄 | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根329の 1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字藤屋根330の 1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷331 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷331の 1 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷332 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷333 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷341 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷342 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字菅谷343 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字慶所字慶所奥355 |
| 両金 貞枝 | 八頭郡智頭町大字慶所字慶所奥361 |
| 古田 惣吉 | 八頭郡智頭町大字慶所字慶所奥361の 1 |
| 両金 貞枝 | 八頭郡智頭町大字慶所字慶所奥362 |
| 浮田宅一朗 | 八頭郡智頭町大字慶所字ケイシ山367 |
| 浮田宅一朗 | 八頭郡智頭町大字慶所字ケイシ山368 |

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成20年12月号から平成21年3月号までの各号の20面の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 広告枠の仕様及び数量

- ア 広告枠の位置・枠数 5段組の上から4段目及び5段目を各1枠とする計2枠（1月当たり）
- イ 広告枠の規格 44mm×176mm（1枠当たり）
- ウ 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年9月16日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年8月22日（金）から同年9月29日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成20年8月22日（金）から同年9月16日（火）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年9月29日（月）午後2時

鳥取県庁第3会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年9月24日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に4月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 4 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。